

### 国「子ども・子育て会議基準検討部会(第5回)」(9月20日)の開催について ～ 公定価格について等 議題として設けられる ～

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第5回)が、9月20日に開催されました。当日の議事内容は下記です。

#### 議事内容

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準について (2) 地域型保育について (3) 確認制度について  
(4) 公定価格について (5) その他

- ・無藤 部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ議事進行について説明され、協議に入りました。
- ・なお、前回とりまとめられた小規模保育事業については、現在事務方で要綱作成中であることが触れられました。

《 傍聴概要 》※以下敬称略

#### (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

- ・事務局より資料 1-1 「「新設」の幼保連携型認定こども園の認可基準について」、資料 1-2 「既存施設から幼保連携型認定こども園への移行における特例について」について説明が行われました。当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員) 食事の提供において自園調理やお弁当のあり方は子どもや施設にとって重要な点。アレルギー等の対応や食育の観点はとくに重要であり、そうした点からも自園調理が最も望ましいと考える。ただ、幼稚園からの移行についてはこれまでの状況も踏まえて、ある程度柔軟な検討も必要ではないか。幼保連携型認定こども園は、幼・保の特質を考慮し、次代を担う子どもたちにとって最良の施設となることを目指したものとして、幼・保の最も優れた機能を併せ持つように構築して頂きたい。そのためにも公定価格との関係も切り離して検討することはできないことを十分承知した上で、公定価格の議論の際にはこのことが十二分に反映されるように期待している。

また、これから論議される公定価格の設定については、すべての子どもたちに良質な保育・教育を保障する観点から、認可保育所との間に格差を生じることのないようにすることをとくに要望したい。

(質疑応答)

- 経過措置や特例を配慮しつつ、目指すべき質の高いものにしていく必要がある。園長等の資格においてとくに「同等と認められる」については、会計管理などのマネジメント能力や地域との関係づくりの能力等を考慮してはどうか。
- 新設について、自園調理を原則とし満3歳児については外部搬入を検討してはどうかという意見については、一部の構造改革特区において試みられたように、保育への公的な費用が厳しいために外部搬入を行ったり、公立保育所の学校給食センターを活用したい等の理由があり行われているものであり、一般に外部搬入を認めることは質を低めることになり違和感がある。
- 移行特例については、希望する者が移行するものであり、そもそも学校としての機能を有している場合のみ移行すれば良い。とはいえ、各地域において質の高いものが設置される必要があり、特例を検討する際にそうした視点は必要。食事の提供については、親がお弁当をつくる機会を奪わないで頂きたい。現行の幼稚園設置基準では3階建て以上は認められていないのではないかと。保育所の給食にかかるコストについてまた、調理師の基準についてお教え頂きたい。
- 論点4について食事の提供義務についてはお弁当にしたいというニーズはあまりないと思うが、今後宗教上の理由だとかいろいろ想定されると思うので、そうした点も考慮する必要がある。
- 園長等の資格については、基本的には対応方針に賛成。学級編成については、全体的に少子化の状

況の中でむしろ30人以下で運営している所が多いのではないかと。思い切ってそうした基準にしても良いのではないかと。

- 基本的に新設では高い基準、移行については移行しやすい内容にして頂いたことは基本的に賛成。資格における「同等の資質」という場合、学校教育法と児童福祉法の少なからずの概念を含め両面の資質を有する等が必要。論点3の名称については、すくなくとも実際の現場では「園庭」と呼称しているのではないかとと思われる。質を向上させるためにも、単なる「運動場」や「屋外遊戯場」ではなく、保育課程・教育課程の教育・保育をきちんと保障できる観点から省令等で規定すべき。食事の提供については、2、3号の子どもたちに義務付けの基準は必要だが、食を通して生活を保障し食の文化等に出会う重要な場であり、お弁当を持ってこられることもできる等柔軟にある程度対応できるようにしていくべき。指針・要領の実現ということで今後の認定こども園保育要領に書き込むということも必要。自園調理は望ましいが、乳児についてはとくに自園調理が必要。
- 学級編成基準については、小学校1学年について30人学級の自治体もある中で、少人数化への方向にあると考える。ただし、一気に移行するには課題があるが、少人数化への第一歩を歩んで頂きたい。食事の提供については、原則自園調理として満3歳以上については外部搬入も認めて頂きたい。3階以上を認めて頂くことは、南海トラフ地震対策を進めている自治体にとってはとくに助かると思う。
- (事務局) 幼稚園設置基準の第8条では「園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。」とされており、建物自体について3階建てとすることはとくに禁止されていない。幼稚園の免許等の保有状況については、100%にはなっていない。免許がない場合には10年以上の教職経験や同等の資格を求めるものになっている。保育所でも免許等の保有状況については、100%にはなっていない。
- (課長) 保育所の給食のコストについては、平均的な90人定員の場合に給食の材料費と人件費等併せて、一月あたり3歳以上児で約1万1,653円、未満児で約1万4,639円と試算している。なお保育所の調理室については、厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で防火等について規定されている。また20人以上の給食の提供については食品衛生法での基準も適用される。調理員についてはとくに資格等は決められていない。

## (2) 地域型保育について

- ・ 保育課長より資料2「地域型保育について」説明ののち質疑応答がなされた。
- 事業所内保育事業については安全を重視し、可能な限り柔軟な基準にして頂きたい。現行の雇用保険制度における制度から新制度に移行した場合等の関係についてお伺いしたい。
- 居宅訪問型保育については、障害児等の対応や例えば多胎児や送迎が困難な場合等様々に考えられるが、基準を一律にしていくことは難しい。ファミリー・サポート・センター事業の関連も想定される。
- 事業所内保育事業については、大学内等多様なものが出ているので、できる限り弾力的な運用をお願いしたい。
- 事業所内保育事業について、自社以外にも地域に利用できる枠を設けていくことは賛成。
- 居宅訪問型の労働者に対する基準は、6時間を超える場合には休憩を定めることはある一方で、警察官、消防士、児童福祉施設従事者等例外基準もあるのでそうした視点から検討はできないか。
- 家庭的保育事業について、研修体系については都道府県、市町村を中心に養成校の協力のもと創って頂きたい。家庭的保育補助者については、とくに実際には、一人で3人の子どもの保育を行う状況の中で、子ども一人一人に丁寧な保育をすることは困難な面も多い。そうした安全の確保や食事の提供等を想定した際も補助者の設定を30分増やすこと等を検討して頂きたい。さらに産休明け等は他の子どもとは終日保育者が対応できるように検討して頂きたい。連携保育所については、保育者や保護者との信頼においても有効であるのでぜひ配置をお願いしたい。卒園後の受け皿を持つことは大事であるが、保護者の希望も大事にして頂きたい。家庭的保育支援者のしくみも継続して頂きたい。小規模保育C型が、グループ型保育事業の移行が想定されている。一方で、個人事業者が実際に行っているグループ型保育事業を実施しているケースもあり、子どもの数で線引きをすることが望ましいと考える。

- 居宅訪問型については、保育所に入るまでの復帰の計画を立てることが困難な中で、居宅訪問型保育を利用することによってそうした点も支援できるのではないかと。利用時間が一定の時間以内のものについては、一時預かり事業に含まれるのではないかと。一時預かり事業にも居宅訪問型を位置づけて頂きたい。資格要件については、質の高い研修を受けて人材を育成できるようにして頂きたい。
  - 実家に頼れない若い人たちも増えている中でそうした方々も対象にすべきだが、あまり対象を広げ過ぎないことも考慮することが重要。
  - 居宅訪問型については、例えば3つ以上の希望した保育施設に入れなかった場合の待機児童について対象にしていく必要もあるのではないかと。
  - 障害児や慢性疾患児について、なかなか応諾義務はあっても地域の保育所に受け入れられないケースもあり、そうした点も考慮される必要がある。また認可保育所が対応することが難しい時間帯や休日等を対象にして、既存の認可保育所との連携、コラボレーションができるようにしていくことも考えられる。緊急時のシチュエーションにも対応できるようにしていく必要もあるのではないかと。子どもの最善の利益の尊重から例えば6時間の保育を終えたら子どもから離れるということではなく継続して保育者が関わられることも必要。20人以上は認可保育所に準じるとした方が良いのではないかとという声も聞かれる。
  - 家庭的保育等の連携保育施設の位置づけは重要。職員数、資格要件等については新たな制度に位置づけられたことから当面は引き継ぐことが必要。研修要件については、都道府県、市町村、養成校が連携していくことが重要。事業所内保育事業については、現行制度との関係についてお教え頂きたい。広域入所の場合、他の自治体の子どもの卒園後の受け入れをどのようにしていくか課題。地域型保育給付の対象になったことにより、新たな制度に位置づける自治体も出てくるだろう中で住み分けを整理していく必要がある。居宅訪問型保育について、自治体としては、何らかの要件を付けて対象者を絞ることが公費の支給では求められるのか。ファミリー・サポート事業等との住み分け、緊急対応の際の考え方等今後、スタートした後にもいろいろと検討していく諸課題がある。
- (保育課長) 新制度上と雇用保険の関係については、雇用保険で当初設定したものが、自社の利用が減って、地域のニーズを受け入れて新制度上でやっていくことは考えられるし、逆も想定される。両方の補助を受けることは難しい。居宅訪問型の労働者に対する基準等に関してのご質問について、労働基準法の第3条第3項に確かに例外規定がある。そうした内容と類似のものとして考えることが妥当なのか否か、担当する窓口と相談したい。小規模保育C型と家庭的保育との関係は、個人事業主として行っている場合についてまで、小規模保育に含めていくのかについては今後の運用に関わる点であり、受け入れる子どもにとってどうなのか等まだ議論を深める必要がある。一時預かり事業との関係、また地域子育て支援拠点事業との関係等含めて頂いたご意見も含めて検討していきたい。

### (3) 確認制度について

- ・ 保育課長より資料3「確認制度について」説明がなされ質疑応答がなされた。
- とくに特別な支援を必要とする子どもについては体制が整っている場合は優先することが重要。様々に経済的、心身にハンディを持つ子どもが優先的に受け入れられる制度にしていく必要がある。上乗せ徴収については、予めどういう目的等だから必要であるという明示が必要になる。自己評価については、「すべてに求める」方向性が大事。その上で質の向上に努めることが重要。会計区分については別の収益事業への利用はせず、子どもの保育の質の向上に努めることを明記して頂きたい。
- 上乗せ徴収については、経済的にハンディを持つ子どもが利用できなくならないようにしていく必要がある。高齢者施設と同様に衛生管理の点も考慮していく必要がある。
- 応諾義務、公定価格に縛られる私立学校は現行にはないという考え方から、また私立学校の私学の独自性は尊重されるという視点から柔軟なものにして頂きたい。教育・保育の質の向上の観点から評価は重要。会計監査は重要である。学校法人会計基準と新しい幼保連携型認定こども園の会計基準はどのようになっていくのかお教え頂きたい。施設の撤退については、極力在籍している子どもに対しては卒園するまで見届けることは当然であり、法的に3か月の猶予は必要ではあるが、行政指導もしっかり行うとして頂きたい。
- 上乗せ徴収については、限定した設定が必要。評価についても重要だが、体制の充実も必要。職員の配置基準については満3歳についての学級編成上だけでなく、0～2歳児の指導計画に必要な時

間も含めた考慮が必要。

- とくに障害児保育について応諾義務を明確化して頂きたい。上乗せ徴収については、公定価格においては幼・保の共通の給付であり、最低限のものではなく教育・保育の質を向上させるものであり、やはりある程度明確な内容の設定が必要である。
- 応諾義務については、正当な理由について整理して頂いたが、自治体の現場ではやはり障害のある子どもの保育・教育について課題。それぞれの施設において受入れが困難な施設があることも事実。新たな障害者施策について国は検討も始めており、市町村ではそれに基づいて指針をつくる状況にあり、あらためて市町村が責任を持った調整が必要である。障害者福祉との連携も含めて必要。  
(保育課長) 会計監査の仕方については今後統一的なルールを検討。会計基準については、保育所については平成12年以降、設置主体制限を撤廃した以降、現状では社会福祉法人会計基準以外に学校法人会計基準、医療法人会計基準等が入っている。そうした中で使途制限との関係の中で、資金収支計算表を社会福祉法人会計基準で作って頂くか、資金収支計算分析表を作って頂くことを求めている。新しい制度においても、こうした各会計基準等の位置づけの中でどのようにしていくか検討する必要がある。  
(事務局) 新しい幼保連携型認定こども園は私立学校法上の学校の定義の中に含めた形である。私立学校法上の学校である。

#### (4) 公定価格について

保育課長より資料4「公定価格について」説明。

- 公定価格の検討に際して地方単独の補助の状況も勘案して検討する必要がある。したがって各自治体別の集計資料も必要である。
- 「私立保育所に対して委託費として支払う」とあるが、施設型給付の中で次回以降ご説明頂きたい。
- 待機児童解消だけでなく社会的養護の子どもに対しても家庭的養護の子どもにも給付対象になるようにして頂きたい。

次回日程について基準検討部会については、10月18日(金)子ども・子育て会議基準検討部会(第6回)13時~16時予定であることが説明された。

以上

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp